

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	府道吹田箕面線付近の不適切な下水道工事および誘導について	<p>千里山竹園1ー25から27付近について</p> <p>1.工事後、白線が工事前よりずれて引かれており、路側帯が狭くなっている。 歩行者の安全を損なうものであり、迅速に工事前と同位置に引き直していただきたい。</p> <p>2.工事期間中の誘導が不適切 片側通行時、車と歩行者を同時に同じ車道に誘導していたため、誘導に従った私は車と接触しかけた。歩行者の安全を無視した誘導は今後やめていただきたい。</p>	<p>1.本工事は老朽化した水道管の更新工事であり、掘削、埋戻しに伴い一時的に舗装と路面標示共仮復旧を行っております。 工程としまして本管工事が完成後に舗装本復旧工事を行い、完成後に路面標示の本復旧工事をしていきます。なお、路側帯等路面標示につきましては令和4年12月2日に完成を予定しております。 完成まで御不便をおかけしますが、御理解の程よろしく願いいたします。</p> <p>2.この度は不快な思いをおかけしましたこと、お詫び申し上げます。 交通誘導につきましては、交通状況を十分留意した安全な誘導を行うよう、受注者へ是正指導いたしました。</p>	工務室	R4.11.21	R4.12.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	先日の万博記念公園花火について。	<p>万博記念公園での花火を見に行き、以下の内容で事務局にメールをしましたが、あまり真摯に受け止めていただけなかったようですので、後援されていた吹田市役所様にも当日の状況をお知らせしておきます。</p> <p>事故や怪我とは紙一重の状況でした。 なお当日の観覧場所についても、当初は座席番号のまま車椅子用にアレンジして…と全く車椅子ユーザーを理解していない状態でしたので、複数回のやり取りで車椅子エリアを案内された状況です。</p> <p>(お問い合わせ内容) 今回の花火を車椅子の夫を含めて家族3人で観覧させていただきました。 着席場所ではご配慮いただき、周りの一般の方にご迷惑を掛けることなく観覧できたことは大変感謝いたします。 しかしながら退場時は、優先退場を無視して我先に出口に向かう大多数の方がいたため、大変な目に遭いました。 そもそも、元から着席もせず出入口付近で観覧している方も多数おり、そちらを排除せずにいたことも疑問ですが、車椅子の退出時の誘導や動線が全く確保されておらず、段差のない出口に向かうにもルートがなく、途中の柵を女性スタッフに開放していただいたものの、その先は自分たちで押し寄せる一般の方を制止して遮り、観覧エリアをえました。(メガネをかけた出入口を仕切る男性もその場にいただけで、完全に見送られただけでした。) 更にその後は、入場時の平坦なルートではなく、逆方向へ流されるままに案内も誘導もなく、暗くぬかるんだ山道を超えるルートで、たまたま同時に出た3組の車椅子ユーザーの家族とまとも(単独で動く)と埋もれる可能性があり危険だったため)一組の家族のお父さんが先頭を歩き、その後、車椅子3台が縦に並び、サイドにそれぞれの残った家族でガードしながら、最後尾は携帯電話のライトを照らしながら、後ろからくる人の目につくよう移動しました。 もちろん、かなり泥濘っていたため、途中でそれぞれの車椅子が立ち往生する場面もあり、その都度3組の家族で助け合いながら車輪を持ち上げ山道を脱出しました。 最後の出口付近では、更に混雑は増し、車椅子の隙間をすり抜けようとして割り込む人や、間に割って入る人には、仕方なく声を張り上げ、自衛をしながら移動。 せっかく楽しかった花火を観たあとに、言われた方も当然嫌な気分だったでしょうが、こちらも本当にしんどかったです。 初回の運営だったため、上手く行かない部分はある程度は仕方ありませんが、イベントを仕切る会社はもちろん過去に似たようなイベント経験はおありでしょうし、エリア内のスタッフも少なすぎずし、警察官はそれこそ駅前で見かけただけで(万博記念公園内は管轄外だったのかもかもしれませんが。)、本当に肝心な部分で雑踏警備が全く行われていなかったと思います。 たった一人だけの少数派の声かもしれませんが、もし同じイベントが来年以降もあるのであれば、皆が楽しいまま家路に着けるよう1つでも改善されることを願っています。</p>	<p>万博花火のご観覧に際しまして、座席や当日の移動等、多くの場面において〇〇様やその他の車いすユーザーの方等当事者の方自身が調整等されていた状況をお伺いし、安全面において強い不安を感じられたことと存じます。</p> <p>イベント実施時においては、何らかの配慮を必要とする方に対し、主催者自らが合理的配慮を行う事が求められます。</p> <p>本件においては、優先退場や車いす専用座席の確保等がそれにあたりませんが、これは単に配慮が必要な方の安全が確保されるのみならず、御来場の皆様の安全確保にもつながるものです。</p> <p>このようなお声があったことや合理的配慮の必要性とその適切な実施について、主催者へお伝えさせていただきます。</p>	シティプロモーション推進室	R4.11.29	R4.12.2
3	市報掲載記事へのアクセスのしやすさを求めます	<p>市報10月号18ページに「アンケートに協力を」との記事がありました。「市ホームページへ」との記載がありましたので、ホームページのトップ画面を見ましたが、アンケートに答えるにはどこをクリックすればよいのか分かりませんでした。</p> <p>ホームページ内の検索で「アンケート」と入力して検索しましたが、すぐには辿り着けませんでした。</p> <p>市報内で「ホームページへ」と記載している項目に関しては、トップ画面ですぐに分かるようにしてもらえませんか、検索する際のキーワードを市報内に記載してほしいです。</p>	<p>現在、市報ではホームページに詳細を掲載している内容については、QRコードを掲載やホームページを確認してください等の文言を掲載しているところがございます。</p> <p>今後は、QRコードリーダーをお持ちでない人や、検索したい記事にすぐにたどり着けるように、ホームページリニューアルに伴い導入いたしましたページ番号を活用した掲載方法などを検討してまいります。</p>	広報課	R4.11.22	R4.12.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(3)」	<p>11/13(水)の意見に対して、11/16(水)にメールで回答文書を頂きましたが、回答されていない事項もありさらに疑問も生じたので、再度意見させて頂きました。</p> <p>日本は法治国家で、法律を守る必要があります。あいまいな法律の記述に対しては解釈を常識で判断するものだと思います。それでも常識が別れる場合など常識で判断できなければ裁判所等が判断することになるものだと思います。法律がおかしいと思うなら法律を改正して運用することと思います。</p> <p>200mという距離は自家用車を乗りに行こうという程度として妥当な距離だと思います。なので200mという数値を決められたと思いますが、700mも離れた自家用車の駐車場を借りようとは思われないと思います。市長は700mも離れた駐車場を借りることが市民の常識的な範囲だと思いますか？原則200m以内に確保しなければいけない駐車場を、原則の3倍以上の700m先の駐車場でOKというのは、常識を外れていると思いませんか？原則200m以内で確保される範囲は249mまでで、250mでOKなら300m以内という規定になっているでしょう。まして700mは原則を大きく超える距離だと思います。</p> <p>疑問点は以下のように市長が11/16(水)に回答された①③⑤の3点についてです。</p> <p>①計画の段階では、契約書の提出は求めておりません。「事業区域外駐車施設設置計画書」を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査前に「事業区域外駐車施設設置完了届」に添付し、提出していただいております。</p> <p>③吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認めております。</p> <p>⑤違法駐車に起因する事故が起きた場合におきましても、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。</p> <p>これについて、以下の(1)~(7)についてご回答をお願いします。</p> <p>①の市長の回答についての以下の疑問について回答をお願いします。</p> <p>(1)計画の段階では契約書の提出は求めず、完了検査前に契約書を提出して貰うということですが、完了検査前の契約書を提出して貰う時点で所定の台数の契約書が提出されなかった場合、市はどのような措置をするのでしょうか？所定の台数の駐車場の確保ができるまで、不適合として完了検査不合格とするということでしょうか？</p> <p>(2)マンションが建ってしまうば、駐車場が確保できていなくても、後の祭りです。建築物は撤去しない限り30年は残置されるでしょう。本来事業地内に設置しなければならない駐車場です。建築前の許可する段階で駐車場が確保されてないと、法律で定められている意味がないです。計画の段階で駐車場の契約書の提出を求めないのはなぜでしょうか？</p> <p>③について前回の質疑で「原則200m」の市長の解釈をお聞きしている部分がありますが回答されていませんので、再度質疑させて頂きます。(5)以降は追加の質疑です。</p> <p>(3)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？</p> <p>(4)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、10km離れた駐車場でもOKですか？</p> <p>(5)利用価値のない滞り用路地でもOKとできる法律なら、最初から「25%以上の2分の1以下の台数」は確保しなくてもいいと書いているのと同じです。それなら法律を「事業区域外の場所については事業地からの距離を指定しない」と改正してから、事業者に許可をだせばいいのではないのでしょうか？(そこまでして事業者に忖度する意味はわかりませんが、法を守る観点からは正しい対処法だと思います。)</p> <p>(6)市長は「原則200m」の「原則」と「200m」をそれぞれのような意図や意味があると解釈しているのか、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？</p> <p>⑤について、マンション近接道路に、片面が青少年クリエイティブセンターと空地、もう一つの片面が住宅地となっている街路があり、そこは駐車禁止の指定がない道路です。片面が住宅地なければ路上駐車を非常にしやすい環境です。しかも駐車禁止でないため迷惑駐車の容易さが更に助長されます。そのような環境のため、「違法駐車」でなく「迷惑駐車」が増えることが目に見えていることを問題視しています。迷惑駐車が増えれば当該街路を使用するしか自宅に駐車できない私は迷惑を受けます。ましてや事故のリスクまでも近隣住民に負わされるのは耐え難いです。700m離れた駐車場に誰が車をとりに行くのでしょうか？目の前に駐車しやすい街路があればいいです。それでも市長は700m離れた駐車場を借りることが、吹田市市民の常識だとお考えでしょうか？</p> <p>(7)とてもやせしい路上駐車できる街路があり大規模マンション建設により迷惑駐車が增多することを判っていないが、市民からそのことを諷言されながら、原則200m以内に確保しなければいけない駐車場を、原則200m以内を守って行政手続きだけで市の責任が免れるところを、あえて原則を守らず700m先の駐車場でもOKとしては、市長の責任は免れないと思います。市民が迷惑駐車を懸念しているというデメリットをないがしろにして、そのことよりも原則を破ってまで事業者の利益を優先する理由が分かりません。その理由を教えてください。</p> <p>※今月上旬だと思いますが調べて貰えばわかりますが、消防車3台・警察・救急車がサイレンを鳴らして、当該道路の近隣住宅に駆け付けたことがあります。夜間に赤いトライトをつけた緊急車両が停車された光景の中で、住宅の2階に梯子をかけて窓から救急隊員が救護活動されようとしていました。その時も当該道路の当該住宅の近くには2台の路上駐車がされていて、消防車等の緊急車両は、路上駐車車両の間に停車して活動されていました。これがもしもっと緊急を要する火事等だったら、もっと路上駐車されていたら、と思うとぞっとする光景でした。</p>	<p>(1)について 完了検査は、事業区域外駐車施設設置完了届提出後、実施します。</p> <p>(2)について 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準では、計画書の提出を定めておりますが、計画段階での駐車場契約書提出を求めるものではありません。</p> <p>(3)及び(4)について 事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。</p> <p>(5)について 現在の条例で運用上の問題はないと考えております。</p> <p>(6)について 事業区域外駐車場を200m以内で探すことを基本としておりますが、周辺環境や事情等を考慮して200m以上での例外も認めております。</p> <p>(7)について 「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可したものです。</p>	総務交通室	R4.11.22	R4.12.5

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	南千里駅前広場での喫煙と飲酒について	11月26日15時06分頃、南千里駅前広場で上下黒で灰色の帽子をかぶった高齢女がタバコを吸っていた。 しかも「のどご生」も飲んでた。女は夫と思われる高齢男と一緒にいた。 広場での喫煙は当然として飲酒も禁止ではないのか？ 市職員の巡回の強化、加えて抜本的な対策をしてください。	1 喫煙について 御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅前広場における喫煙につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室) 2 飲酒について 南千里駅前広場では、他の公園と同様に、お酒を含めた飲食することを禁止はしておりませんが、飲酒に伴いゴミを放置したり、大声で騒ぐようなことがあれば、啓発を行ってまいります。 (担当:公園みどり室)	環境政策室、公園みどり室	R4.12.1	R4.12.7
6	北千里図書館開館時の対応について	北千里図書館の開館おめでとうございます。さて、開館の際の対応に不快なことがありましたので、改善をお願いいたします。 10時開館ということで、9時40分過ぎ行ったところ、セレモニーがあり11時頃でないが入館出来ないと言われました。それならそうで、図書館ホームページや掲示に、セレモニーがあるため22日に限り11時頃の入館と記載しておいて下さい。 何人もの市民が帰って行きました。市民サービスとしていかがなものでしょうか！ (個人的には電車で来たので帰るわけにも行かず、このあとの予定に間に合わないというライラしてました。)	まちなかりビング北千里の開館式典につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民参加型ではなく最小限の形式での実施を予定しておりましたため、市民の方への積極的な周知は行っていませんでした。 しかし、実際には〇〇様を含め、たくさんの市民の方がまちなかりビング北千里の開館時間に合わせ来館され、結果として、お待ちいただくことになりましたことをお詫び申し上げます。 今後は、吹田市及び図書館のホームページ、指定管理者ホームページにて、市民の方に御不便をおかけしないよう、情報提供に積極的に努めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。	まなびの支援課	R4.11.24	R4.12.8
7	府営〇〇住宅敷地内で杖を振り回す危険行為について	12月6日18時08分頃、府営〇〇住宅〇〇棟から〇〇棟に向かう敷地内通路で高齢の男が杖を振り回す危険行為が発生しました。 私が自転車に乗って走っていたところ前を歩いていた男は最初は普通に杖をついて歩いていました。 しかし、しばらくして追い越そうとすると、なんと杖を横に振り回してきたのです。 振り回す前は向かい側から女性が歩いてましたから、普通に歩いてましたが、その後私が追い越そうとすると後ろも見ずにブンブン杖を振り回し接触しそうになりました。 私が「あぶねーよ」と怒鳴っても男は知らんふりをして振り回しつづけていました。 〇〇棟の1階駐輪場方面に入って行ったので、〇〇棟の住人だとは思いますが、特定はできないので〇〇棟から〇〇棟すべての自治会で議題に上げていただき、回覧で周知ください。	本件は、府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできません。 議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R4.12.7	R4.12.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	北千里駅周辺に警察官が配置されていることについて(お礼)	<p>北千里駅には最近の治安悪化の対策のためか、りそな銀行前やロータリーのお店の前に警察官が立つようになった。すばらしいことなのでぜひ続けてほしい。</p> <p>また12月に入り年末に向け、治安は特に悪化すると思われるので、引き続きのパトロールをお願いします。</p> <p>寒い中立っている交番の警察官には敬意を表したい。本当にありがとうございます。</p> <p>どこぞの吹田署のように犯罪被害に遭っても被害届すら受理しない、仕事をしない警察官とは違い、北千里交番のように本当の意味で市民の役に立つ警察官が増えてほしいと思う。</p> <p>市民の血税で警察組織は運営されているのだから、ちゃんと治安維持の努力をしてほしいが、今回の対策はいいと思う。</p> <p>これにとどまらず今後は北千里駅やその他吹田市内の駅の特に朝7時～9時くらいのラッシュ時に警察官をホームに配置するなど、さらなる治安改善に全力を尽くして欲しい。</p> <p>駅構内や電車内で他人に喧嘩を売っている輩が増えているので、その対策も急務だと思われる。</p> <p>特に鉄道事業者と連携して東海道新幹線のように、各鉄道会社の車両の車内に1人は警備員を乗務させるのも有効であろう。</p> <p>警察官ならばなお効果的だが、予算と人員の面で無理だろうと思うので警備員でもいいと思う。要は犯罪させない抑止力が必要なのだ。</p> <p>海外の特に大きな駅では治安維持対策で警察官が配置されているのは常識である。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p> <p>また、大阪府警察のホームページにも本市と同様に「ご意見・ご要望・苦情」を伝えるサイトがございますので、参考までに御案内させていただきます。</p>	市民総務室	R4.12.12	R4.12.12

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>11月29日17時14分頃、北千里駅ロータリー3番乗り場で上下黒の服を着た40～50代くらいの男が歩きタバコをしていた。吹田市内は全域で歩きタバコを禁止している。最近本当に歩きタバコが増加している。指導員活動の参考にしますではなく、もっと根本的なところから対策をしてください。注意するだけでは、いたちごっこです。路上で吸わせない、吸いたくならないような対策が求められますね！</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 環境美化の推進は行政のみで進めることには一定の限界がありますことから、市民や事業者の皆様に環境美化推進員制度に御登録いただき、清掃や啓発活動に御尽力いただいているところです。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R4.11.30	R4.12.13
10	特別休暇制度に関する意見	<p>ワールドカップで、企業の「特別休暇制度」が注目されています。吹田市も、ガンバ大阪を応援する為の「特別休暇制度」を検討して下さい。 また市内企業にも同様の制度を周知して下さい。 「市を挙げてガンバ大阪の更なるホームタウン活動を推進する決議」を平成27年に吹田市議会で採択しています。 スタジアムは、非常時の避難場所にも指定されていて、市職員が市民を誘導する為の動線確認にもなります。</p>	<p>地方公務員の特別休暇については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失ないように適当な考慮を払う必要があることから、御意見としていただいている「ガンバ大阪を応援する為の特別休暇」を設けることは難しいと考えております。 また、企業における特別休暇制度については、福利厚生の一環として企業が従業員に裁量的に付与する休暇であり、制度化されていない休暇制度を市内企業へ周知することは予定しておりません。 なお、本市においては、ガンバ大阪の試合に合わせて、「GAMBA DAY」として職員の執務中のユニフォーム着用や窓口カウンターにミニフラッグを設置する等しており、引き続き全庁を挙げて応援を行ってまいります。 (担当: 人事室・地域経済振興室)</p>	人事室、地域経済振興室	R4.12.5	R4.12.14
11	小学校での黙食含めマスクを強制について	<p>小1の娘がいる母です。お願いします。 娘は黙食だと美味しくない、それなら家で美味しく楽しく食べたい、大人はみんなお話して食べているのに、こどもにはなぜだめなの？と主張しています。 誰の責任とか追及をしたいという話ではなく、お願いします。 小学校での黙食について、世間でも知られるように国も府も強制はしていないということです。 早急にマスクの着用選択の自由をこども達に与え、ちゃんと伝えて実施していただきたいです。 20分休みの終わりの際に流れる「手を洗ってマスクをつけて教室に戻りましょう」という放送も、毎日毎日のこれは、こどもには強制になってます。 今はマスクの有効性やコロナという病気のことを調べれば、マスクは必要かも？で決して強制するものではないです。 こどもが健やかに心身ともに過ごす場であるはずの学校が、一番こどもに強制をして、こどもの生の声を無視しています。 ここに矛盾や良心が痛みます。 これは市の責任とかではなく、私も含めた大人達のこれまでの行動が生み出したものだと思います。 だからこそ、間違えた時は素直に行動を改めて真摯に伝えないといけないと思っています。 お願いします。 このままでは、娘がさらに給食での食が細くなってしまうのが心配です。</p>	<p>はじめに、給食時の黙食についてですが、このたび、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、また、大阪府から食事場面等における黙食等の感染対策に関する通知がありました。市立小中学校におきましても、国、府の通知等に基づき、12月14日から、給食時の黙食の取り扱いを変更いたしました。 手洗いや座席配置の工夫、換気の確保等の措置を講じた上で、給食時間等の喫食場面において、児童生徒等の間で大声を出さない短時間(おおむね15分)の会話は可能といたしました。 次に学校生活におけるマスク着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、大阪府教育庁の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」において、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用するべきと示されており、吹田市教育委員会として同マニュアルに基づき、学校生活においてマスクを外す場合には会話を控え、なおかつ周囲と十分な距離を確保するよう各学校へ指導しております。 あわせて、児童生徒の発達段階や健康面等の個別事情を配慮し適切な指導を行うことも各学校へ指導しております。 引き続き国、府の動向を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.12.9	R4.12.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
12	マイナンバー受け取り	マイナンバーカードを受け取りたいのですが、予約が埋まっており、受け取りできない状況です。 配布作業をスムーズにする、人員を増やすなどして対策していただけないでしょうか。 電話で確認しても予約できませんとしか言われたいです。 解決策を提示してほしいです。	個人番号カードの受取においてご迷惑をおかけし申し訳ございません。 現在マイナポイント取得を希望される方からの申請が非常に多く、予約がお取りいただけない状況となっております。 そのため、予約の方優先のご案内となるため1時間以上お待ちいただくこととなりますが、ご予約がなくても個人番号カード受取の受付を行っております。 また、窓口混雑の改善策として令和5年1月中には交付窓口、コールセンター回線を拡充する準備を進めております。 ご不便をおかけいたしますがご理解ご協力お願いいたします。	市民課	R4.12.8	R4.12.16
13	北千里駅周辺での歩きタバコについて	12月3日18時頃、北千里駅近くのピアノ池の藤白公園と書かれた石碑のある休石あたりで、上は黒で下に赤っぽい服を着た高齢の女が歩きタバコをしていた。 ここには張り紙があるのにまだ吸っている者がいる。 徹底的に歩きタバコなどの違法喫煙者を排除してください。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.12.5	R4.12.19
14	マイナンバーカード受領予約	全く予約がとれません。正直なくても困らないものなのに、わざわざ時間を割いて申請しました。このような事態が続くとカード普及はなかなか進まないと思います。 更新の場合は郵送可能など対応をお願いしたいです。	個人番号カードの受取においてご迷惑をおかけし申し訳ございません。 現在マイナポイント取得を希望される方からの申請が非常に多く、予約がお取りいただけない状況となっております。 そのため、予約の方優先のご案内となるため1時間以上お待ちいただくこととなりますが、ご予約がなくても個人番号カード受取の受付を行っております。 また、個人番号カードの有効期限到来に伴う更新の場合でも、ご本人の顔確認がございますため、申請時に本人がご来庁の上本人確認書類や従前の個人番号カードを返納いただいた場合を除いてはご来庁いただく必要がございます。 ご不便をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。	市民課	R4.12.12	R4.12.20
15	岸部中第2公園での喫煙について	岸部中第2公園を子どもとよく利用します。 1日1時間程度しか利用しませんが、その一時間の間に公園を喫煙所として利用する人をよく見かけます。 また至るところに吸い殻が落ちていたり、酷いときは公園に設置されている机にタバコを押し付けた状態で放置されているなど。 また頻繁に見かけるピンクの自転車に乗った年配の男性は、歩道近くのベンチに座って20分近く喫煙し、地面にやたらと唾を吐きかけています。子どもが近くに来てても喫煙をやめようとしません。 公園の看板には“迷惑行為はやめましょう”とあります。喫煙も迷惑行為であることを明確に喫煙者に認知させるべきではありませんか？	公園では、健康増進法により受動喫煙を防止する必要があることから、喫煙者の方に認知していただけるよう啓発看板の設置を行ってまいります。	公園みどり室	R4.12.12	R4.12.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	すいたでスイスイお買い物キャンペーンについて	<p>いままで電子決済は利用したことがありませんでしたが今回の良い機会にと思い、HPに掲載されている店舗にネット予約と電子決済の準備をし初利用しました。ところが当日の会計の段階で、HPに掲載されている決済が使えないことが判明しました。</p> <p>他の決済方法の準備や現金を持ち合わせていなかったことなどから、その場ではクレジット決済を済ませて帰宅しました。</p> <p>翌日に電話で確認したところ「ポスターの掲載がされているか、決済方法は確認するように記載しているので、それ以外の方法ではポイント還元はできません」と回答されました。</p> <p>もちろん掲載以外の方法でポイント還元がムリなことは理解していますと伝えましたが、今回のようにネット予約で初めて来店し利用した後や、混雑するレジで会計段階になっていざ使えませんかと言われる、なかなか商品を返すわけにもいかず、利用者の泣き寝入りではないでしょうか？</p> <p>私が利用した店舗はキャンペーン対象の4決済のうち、わざわざ2決済のみ掲載されており「必ず確認するように記載しています」という逃げ口実に不信感があります。</p> <p>店舗への確認が必須条件ならば、なぜあえて店舗リストを掲載するのでしょうか？なぜ中途半端な利用もできない決済方法を掲載するのでしょうか？</p> <p>私のようにこのような機会に、初めて利用してみようと思う人もいます。</p> <p>私は仕事から吹田市内を移動することが多いため、利用日に使えるようなエリアの店舗リストをこまめに見ていたのですが、キャンペーン中にも関わらず何店舗も店舗名や決済方法の変更の記載も一切なく、リストから削除されていることに気づいていたため、そのことを伝えると「そうですね。利用できる決済方法を途中でやめていても、店舗から連絡ももらえない限り、こちらではわかりませんので」と、そこは店舗側の落ち度という回答でした。</p> <p>今回私が利用した店舗に、「私が使う予定だった決済方法は最近やめたんでしょうか？」と聞く「今までその決済方法は一度も使ったことないです」とのことでした。</p> <p>実際は私のように問い合わせせずに、その場で泣き寝入りしている人も多いかと思いません。</p> <p>そのほかにも全く社様の合わない、保身のための回答がつつき、金額も大きかった私は泣き寝入り状態です。</p> <p>今回の場合、店舗に事前に確認しなかったこととキャンペーン対象外のクレジット決済をした私の不手際を理由にされましたが、支払いをせずに帰るべきだったのでしょうか。</p> <p>また、キャンペーン中の注意書きもない度重なるリストからの削除について、利用者と事業者をだます詐欺行為である認識はあるのか、素人目からみても爪の甘さだけのキャンペーン開始について、どのようにお考えなのか改めて公開での回答を望みます。(これ以上、私のような被害者を出さないために) よろしくお祈りします。</p>	<p>店舗情報につきましては、今回対象となる4つのキャッシュレス決済事業者からの登録店舗情報をもとに作成しており、スマートフォンを所持していない場合など、各キャッシュレス決済事業者独自のアプリにて店舗情報を確認できない方でも店舗情報が確認できるよう、ホームページに店舗情報を掲載しています。</p> <p>しかしながら、ホームページに掲載している店舗情報が異なることがあるため、利用時に対象決済の確認をお願いしております。</p> <p>なお、コールセンターの対応につきましては、丁寧な対応を徹底するよう指導いたしました。</p> <p>今後、同様の事業を実施する場合は、いただきました意見を踏まえ、より良い事業となるよう努めてまいります。</p>	地域経済振興室	R4.12.12	R4.12.21
17	街路灯が屋間も点灯	<p>大和大学前の南北道路で、街路灯No.612-0903が数か月前から屋間も点灯。 ⇒添付画像参照。 以前、街路灯の点検の入札案件を見た記憶が(不確かです)。点検はいつされましたでしょうか。自動点滅器の点検の項目は有るのでしょうか。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>屋間の点灯について、自動点滅器を所管する関西電力に連絡しました。</p> <p>また、街路灯の点検については複数年度に分けて実施しており、当該場所については、来年度の点検実施を予定しています。</p> <p>自動点滅器自体の点検項目はありませんが、市職員においても毎週2回、市内全域をエリアで区切り道路全体の状況のパトロールを行い、不良箇所を発見次第、対応しております。</p> <p>エリアによっては半年に一度程度になる箇所もありますので、不具合箇所につきましては、ご指摘いただければ対応します。</p>	道路室	R4.12.12	R4.12.21

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	吹田市役所敷地内の吹田駅側の歩道横の植栽周囲の生け垣の竹材の劣化が著しく破損で危険。	<p>7月29日に投稿してから、4ヶ月余りが経過。生垣の竹材も更に数カ所の割れ・折れも見られ、折れた先で歩行人のケガの恐れも。保育園児の散歩ルートにもなっています。⇒添付画像1・2参照</p> <p>8月8日に、総務室から「生垣については安全面も考慮し、修繕を進めてまいります。」の回答を頂いておりますが、早期の改修が必要。吹田市の「安心安全のまちづくり宣言」のプレートの横でケガ人がでることが有っては、ならない事象です。加えて吹田市役所の敷地内で…。吹田市役所の管理職、職員は阪急電車吹田駅西口への毎日の通勤ルートでもあり、誰もが危険だと認識されていないのも問題です。メシアター前での立て看板の設置時の安全配慮のレベルも低いです。⇒添付画像3・4参照</p> <p>1-強風時に吹き飛ばされないように重しを看板の下枠に使用しておられますが、溝の使い方が間違っており、前傾状態で今にも倒れそう。⇒市職員に申し入れ済。</p> <p>2-重しを看板の下枠に使用しておられますが、下枠の寸法よりも重しの溝が大きく、下枠は前後に自由に回転。強風時には、前に倒れます。危機管理室に以前、「安心安全…宣言」について職員の安全意識レベルについて問い合わせたところ「教育をしています」との事ですが、実態と乖離が大きいです。実効性がある危険予知訓練をされ危険感受度レベルを上げて市民の安心安全を構築して頂けますでしょうか。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1 生垣について 生垣の修繕につきましては、業者への発注は完了していますが、資材や人員の手配の都合から、修繕の完了は来年1月中旬頃の見込みとなっています。 先端が飛び出すなど危険な箇所につきましては、総務室において可能な範囲で除去等の応急処置を行いました。 今後、上記のとおり業者による修繕を行い、安全対策に努めてまいります。 (担当:総務室)</p> <p>2 メシアター前の看板について メシアター前の立て看板の設置について、画像3を拝見しましたところ、こちらは新型コロナウイルスワクチンの集団接種の際のものと思われる。 御指摘のとおり、立て看板の設置が不安定な状態となっており、安全面において御不安な思いをさせてしまい、大変申し訳ございません。 本市の集団接種については令和4年8月をもって終了しておりますが、今後集団接種会場を設ける際には、立て看板の設置方法を含め、より安全に運営できるよう取り組んでまいります。 (担当:地域保健課)</p> <p>メシアター前の立て看板につきましては、強風時等には撤去する等の安全配慮に努めておりましたが、併せて、重しを看板の下枠の前だけではなく後ろにも設置するよう、指定管理者へ指示しました。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>3 市民の安心安全の構築について 市民の皆様にとって「安心して安全に暮らせるすいた」を実現させるため、職員の意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)</p>	危機管理室、総務室、文化スポーツ推進室、地域保健課	R4.12.12	R4.12.22
19	第三者相談設置を拒否した副市長	<p>先日議会で要望されたことを副市長は却下しました。各々の担当課の対応が悪いから市政にたいする市民からの第三者の相談機関が必要という要望出しているのに『各々担当が市民の個人内容を把握してるからその担当課が相談を担当するのが妥当』として市民の声を却下しましたよね。</p> <p>各々の課の担当が無能で対応が悪く市民は泣かされてるのにそれを苛めた職員本人に相談しろは何を考えてるのでしょうか？この市政相談意見要望も各担当に繋げるだけで意味がない。市民をいじめて突き放し職員の不誠実な対応を隠蔽するこのシステムの改変を却下した副市長や援護しなかった他の政党のひとや市の職員たちはちゃんと市民のためのまともな仕事をしてください。さあこの問い合わせをどこに送りますか？だから第三者の相談機関が必要なんですよ。</p>	<p>市民の御質問や御要望にお応えするには、これまでの詳しい経過や状況の把握、また専門的知識が必要となることから、担当部局が責任を持って対応いたしております。 お申し出いただきました市民の方の立場に立ち、今後とも丁寧な説明に努めてまいります。</p>	市民総務室	R4.12.12	R4.12.26

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	マイナポイント第2弾の申請期限が2022年12月末についての再周知が必要。	<p>政府はマイナンバーカードの申請率を上げるためにメディアを通して色々発信されていますが、吹田市の市民への周知は、市報11月号に記載のみ。⇒添付画像</p> <p>・政府は、9月20日のニュースで周知されていますが、吹田市は10月21日にHPに“マイナポイント第2弾が開始されました”を掲出されましたが、申請締切期日の“12月31日”の表記は無し。市報11月号の目次の“必ず読んでね”の頁に記載されましたが、目次には“マイナンバーカード”の文字は有りません。</p> <p>・締切日も迫っており、HPでの再周知により申請率の向上が必要と思います。</p> <p>・市報11月号には、“申請は12月31日(土)までに”…の記載が有りますが、市の窓口は開設されるのでしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>マイナポイント第2弾の対象になる個人番号カードの申請期限につきましては、2022年12月末であったところ、2023年2月末まで延長されましたため、ホームページにおいて延長された旨掲載いたしました。また、市報すいた2月号におきましても、2月末が申請期限である旨掲載を検討いたしております。</p> <p>併せて2022年2月の日祝日に個人番号カードの申請・交付窓口を臨時に設けることで現在調整中です。</p>	市民課	R4.12.12	R4.12.26
21	街灯の設置依頼	<p>西松屋吹田青葉丘店の横にある道が夜中になると真っ暗で何も見えません。</p> <p>自転車のライトをつけていても歩行者を発見しづらく、とても危険な為街灯の設置をお願いしたい。</p>	<p>街路灯の設置については、設置希望場所周辺の住民様の同意を得ること及び自治会様から申請書、設置希望場所を明示した地図を提出していただく必要がございます。</p> <p>申請書については、道路室にお問い合わせいただければお渡しできます。</p> <p>申請書受理後、お時間はかかりますが現地調査をいたします。</p> <p>現地調査の結果、必ずしもご希望に添えるとは限りませんので予めご了承ください。</p> <p>また、設置が可能となった場合、電柱のない場所には吹田市にて柱を建てますが、それに伴って道路が狭くなり、歩行者、車いす、自転車、自動車等の通行に支障が出る可能性もありますので、併せて自治会様、周辺住民様の同意を得ていただきますようお願いいたします。</p>	道路室	R4.12.19	R4.12.27
22	まちなかりビング北千里前の横断歩道に信号設置のお願い	<p>いつも暮らしやすい街づくりをありがとうございます。</p> <p>まちなかりビング北千里ができて近隣の子ども達はさっそく毎週のように通い、本に触れる機会が多くなり、親子ともどもポジティブな声をたくさん聞きます。</p> <p>北千里駅側からまちなかりビングに行くには、ディオス(イオンの横)をつきぬけ、まちなかりビングの目の前にある横断歩道を渡る方が大半です。</p> <p>しかし、この横断歩道には信号がありません。</p> <p>イオン駐車場の出入口でもあり、車の往来もそこそこあります。</p> <p>もともと横断する人は多かったですが、まちなかりビングができ、子ども達だけの横断がさらに大変増えました。</p> <p>ぜひ、子ども達が安全にまちなかりビングを使用できるよう、信号の早急な設置を検討いただきたいと思います。</p>	<p>信号機設置については吹田警察署の所管となりますので、本要望は本市から吹田警察署に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R4.12.19	R4.12.27

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	もくもくの里、わくわくの郷の電子申込システム利用	<p>1年ほど前に申込方法の利便性を向上して欲しい旨の要望をお伝えしましたが、現時点で電子申込システム利用開始を確認できていません。いつから電子申込システムで利用できるのでしょうか？ すぐにできないのであればいつから利用できるのか目安を知りたいです。</p> <p>またシステムが利用できるまでの措置として、往復ハガキ以外の方法を提供していただきたいです。</p>	<p>「電子利用申込システムの利用がいつから開始されるか」ということについては、令和4年1月7日の3吹地青188-21号で回答させていただいた通り、すべての主催事業について電子申込にすることは難しいのが現状です。</p> <p>しかしながら、〇〇様にいただきました貴重な御意見を基に、現在運営を委託している指定管理者と調整等を行い、令和3年度の電子メールによる申込は1事業ではありましたが、令和4年度につきましては3事業としています。</p> <p>このため、現状では複数の主催事業を同時に進行する場合や参加者の人数が多い主催事業などでは、電子メールでの申込は個々の管理や対応が難しく、確実に対応するため往復はがきでの申し込みをお願いします。</p>	青少年室	R4.12.19	R4.12.28
24	続・マイナポイント第2弾の申請期限が2022年12月末についての再周知が必要。	<p>1)12月12日に投稿してから、1週間が経過。吹田市HPの新着更新情報には、マイナポイントの掲出は有りません。HPのマイナポイントのサイトを見ると、12月14日に更新されていました。⇒「マイナンバーカードの申請期限は、2022年12月末まで」の表記が有りましたが、政府が躍起になって申請促進を言っている中、吹田市は市民への周知のためHPの新着更新情報サイトへの掲出が必要。 ⇒添付画像-1 また、HPのマイナポイントのサイトは、更新がされていますが、更新箇所・内容の記述が無く市民は、変更点の確認の為サイトの全てを見る必要が生じます。 [要望-1] ・HPのマイナポイントのサイトの冒頭に「新着 or 更新」の枠を設けて変更点が見えるようにしたい。 2)HPのマイナポイントのサイトには、「パソコン等からであれば24時間申請できます」の表記がされていますが、サイトの中には「パソコンからの申請方法」の記述・サイトが有りません。 ・総務省のリンク先が、多く貼られています。動画では、「スマホ対応の説明」のみです。 [要望-2] ・パソコンからの申請方法の説明が必要。 ※サイトの下方の「支援ブースには、マイナポイント手続用のパソコンとカードリーダーを設置し…」の記述が有り、市民の誤認を防ぐため。⇒添付画像-2 支援ブース 3)HPのマイナポイントのサイトの「パソコン等からであれば24時間申請できます」の次に市役所での「窓口の開設日(12月24日(土)、12月28日まで)」の記述が必要。 ※サイトの下方の「支援ブース」の説明箇所に「実施期間」の記述がありますが、下の方にスクロールをしないと分かりません。 [要望-3] ⇒添付画像-1 添付画像の口枠内に、市役所の窓口開設日の記載をされたら…。 [要望-4] 吹田市のマイナンバーカードの申請率の目標値。11月末現在の申請率、保有率を教えてください。 ※9月に「政府がマイナンバーカードの普及状況・率で交付金配分に反映方針」のニュースが有り、吹田市の現状を知りたいです。 <参考>豊中市のHPから「経営戦略方針2022」取得率-目標60% ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【要望1】について 「24時間申請できます」とあるのは、マイナンバーカードの申請であり、誤解を招く表現であったため、「マイナンバーカードは、」という文言を追加しました。 申し訳ありませんでした。 更新については、今後更新する場合に可能な範囲で記載するよう努めます。</p> <p>【要望2】について マイナポイントを御自身で申請される場合のリンクを追加しました。</p> <p>【要望3】について 【要望1】のとおり、マイナンバーカードの申請についてとなります。</p> <p>【要望4】について 国の方針に従い吹田市では、2年後の申請率の目標値は100%です。11月末現在の申請率は約70%、保有率は、申請からのタイムラグがあるため約55%となります。</p>	市民課	R4.12.20	R4.12.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	「〇〇における健康増進法29条違反について」	<p>〇〇での違法喫煙がなくなる(写真参照)。 特定屋外喫煙場所は煙ダダ漏れの囲いが新たに設けられたが、その外で喫煙する者がいた。健康増進法29条違反である。 また特定屋外喫煙場所の出入口のすぐ横で〇〇も行われていた。やはり設置場所が不適切であるという他にない。管理者には移設ないし撤去を指導すべきである。 その他、東門から〇〇の周囲における一帯に吸い殻が多数投棄されていた。健康増進法29条違反の痕跡である。管理者には掲示物を増設させるなどの再発防止の措置を講じるように指導されたい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>御指摘の件につきまして、現地の確認を行い、管理権原者に対して現在の状況について改善するよう指導を行いました。 特定屋外喫煙場所の外で喫煙する方がいることについては、現在は喫煙所内の仕切りを利用し啓発物の掲示を行っているところですが、喫煙所外での喫煙を防止するため、喫煙所の囲いに分かりやすい形で直接啓発物を掲示すること等について検討するとのことでした。 なお、特定屋外喫煙場所の出入口のすぐ横で〇〇が行われていた件に関しては、〇〇は〇〇の様々な場所で実施しており、喫煙所付近が通常利用される〇〇として認識されているものではないとの回答を得ております。 また、東門から〇〇の周囲に吸い殻が多数投棄されている件については、指定された喫煙場所以外での喫煙を行わないよう、掲示物の増設等について検討するとのことでした。</p>	健康まちづくり室	R4.12.22	R4.12.28
26	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(4)」	<p>11/21(月)の意見に対して、12/7(水)に文書を郵送で回答を頂きましたが、聞いている内容に対してちゃんと向き合った回答がほとんどなく、全く質問と違う的外れな回答まであり、理解できません。前回の市長の回答に対する質疑なので、市長が確認し市長の責任のもと回答を送付されたと思いますが、質問に対する回答をお願いします。市民総務室長も回答を転送するだけでなく、質問に対して回答できていなかったら、回答を是正するよう市長に指導して貰えますか。質問に対する回答頂きたく、同じ質問を補足し再度質問します。</p> <p>(1)まずもって、12/7(水)の回答は、前回の11/16(水)の市長のご回答に対する11/21(月)の質疑の回答です。12/7(水)の回答は、市長が確認し市長の責任のもと回答を送付されたということが良いですか？ (2)計画の段階では契約書の提出は求めず、完了検査前に契約書を提出して貰うということですが、完了検査前の契約書を提出して貰う時点で所定の台数の契約書が提出されなかった場合、市はどのような措置をするのでしょうか？(前回質疑と本文) (3)所定の台数の駐車場を確保できるまで、不適合として完了検査不合格とするということでしょうか？(前回質疑と本文) <(1)(2)に対する市の回答が、「完了検査は、事業区域外駐車施設設置完了届提出後、実施します」です。全く質問と違う的外れな回答で、意味不明です。> (4)2番目の回答にある「条例施行基準」は公開されていますか？ホームページアドレスがあれば教えてください。なければPDFで送付して頂けますか？ (5)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？(前回質疑と本文) (6)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でOKなら、10km離れた駐車場でもOKですか？(前回質疑と本文) <(4)(5)に対する市の回答を改めて記載しませんが、回答になっていません。OKかどうか回答し、OKでなければその理由を回答してください。> (7)市の回答に「可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可している」と記載しながら、別項目の市の回答では、事業者の「周辺住民に駐車場を残したい」という意向を尊重して遠方の駐車場賃貸計画で許可しています。市の2つの回答は相反しており、事業者に付度した行き当たりばったりの運用のようです。2つの「」の相反する回答のどちらが正しい回答ですか？ (8)市長は「原則200m」の「原則」と「200m」をそれぞれどのような意図や意味があると解釈しているのか、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？(前回質疑と本文) <「原則」があることで、もはや法的には距離は意味をなさないということか聞いています。その解釈を教えてください。また、300mとか2kmとかでなく「200m」という数字を記載している意味があるのか聞いています。その解釈を教えてください。> (9)「市民が迷惑駐車を懸念しているというデメリットをないがしろにして、そのことよりも原則を破ってまで事業者の利益を優先する理由を教えてください」という質問の市の回答が、事業者の「周辺住民に駐車場を残しておきたい」という意向を尊重して許可したという回答でした。「市民が迷惑駐車を懸念しているというデメリット」には全く触れないという、都合よい回答です。つまり市長は、市民の迷惑駐車への懸念よりも、事業者の利益を優先して遠方の駐車場でも許可したということではないですか？ <回答には、少なくとも「市民の迷惑駐車への懸念」に対する市の考えを記載して下さい></p>	<p>(1)12月5日に回答した開発事業に伴う駐車施設に係る協議につきまして、市長より業務権限を委譲されていることから、土木部総務交通室が回答いたしました。なお、他室課には本件について指導権限はございません。 (2)契約書を含めた区域外駐車場設置完了届の提出が認められなかった場合、完了検査を実施しません。 (3)契約書を含めた区域外駐車場設置完了届の提出後、完了検査を実施するため不合格等の処置は実施しません。 (4)下記URLをご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1020337/1009980.html https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1017980/1010245.html (5)事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (6)事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (7)可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しておりますが、周辺環境や事情等を考慮して200m以上での例外も認めております。 (8)条例に「200m」と記載することで、200m以内での駐車場確保を求めています。「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合等に例外的に対応するようにしております。 (9)区域外駐車場を事業区域から700m離れた駐車場で許可したことは、事業者の「周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」という意向を尊重したものです。事業者の利益を優先するものではありません。 また、本開発事業は敷地内12台、事業区域外11台の駐車場が確保されていることから「市民の迷惑駐車への懸念」は無いものと考えます。</p>	総務交通室	R4.12.23	R4.12.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	吹田産業フェアに関する意見	<p>メイシアターをメイン会場に、サテライト会場として、パナソニックスタジアム(市立吹田サッカースタジアム)も利用する事を検討して下さい。</p>	<p>吹田産業フェアの会場等に関しましては、主催であります吹田産業フェア推進協議会で検討・決定しております。 会場運営のための予算には限りがあり、現在も、運営スタッフにはボランティアの方に多くご協力いただいております。 そのような状況から、パナソニックスタジアムのような大規模な会場での実施は困難かと思いますが、ご意見として吹田産業フェア推進協議会にお伝えいたします。</p>	地域経済振興室	R4.12.26	R4.12.28
28	吹田市の「年末年始の発熱外来の医療体制」についてHPに提出および訂正の要望	<p>現在、第8波のコロナ感染者の増加で、大阪府は「非常事態(赤信号)」を发出。市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) 臨時発熱外来を適切に運用することの記述有り。 ・茨木市は、HPの緊急のお知らせで「日曜、休日、年末年始の発熱外来体制等」についてのサイトを掲出され、市内の医療機関のリストも掲載。 ・摂津市は、HPの緊急情報欄で【期間限定・12月から翌年2月】日曜日・祝日、「年末年始の発熱外来体制」についてのサイトを掲出され、市内の医療機関のリストも掲載。 ・豊中市はHP-TOP頁に「年末年始の医療体制」「主な医療機関の体制」のサイトがあり、市内の医療機関のリストも掲載。 ・吹田市はHP-TOP頁のスライド画面「年末年始の業務案内・市役所・ゴミ収集」の中に、“急病時”の項目があり、市民には非常に分かり難い。⇒添付画像-1 ※急病時は、平常時と異なり病人対応と医療機関の探査など、混乱の中での吹田市のHP内の検索が必要。ワンストップで分かるサイトの必要がある。 また、このサイト(2022年12月15日)はHPの新着情報に掲載されていません。 ⇒添付画像-2 [要望] 1)市民に分かり易いようにHPに上記の3市のように、単独の「年末年始の発熱外来の医療体制」について掲出(スライドでは無く固定化)を要望。 2)サイトの中の「急病時など」の項目で吹田市内の医療機関は、吹田市民病院と休日急病診療所の2カ所のみであり、来年は上記の3市のように市内の医療機関のリストも掲載されませんか。 “歯”については、吹田市の阪大の歯学部が有ります。わざわざ大阪市天王寺区まで行かなくても良いです。 3)市報R4年12月号の別冊で「急病時の受診案内」が市民に配布されていますが、吹田市民病院のHP-TOP頁に、「年末年始の診療受付時間。お詫びと訂正」のスライド画面が有ります。 ⇒訂正内容は、「小児科が12月31日(土)の受付はしていません」であり、吹田市は市民へ「別冊の訂正」の周知が必要。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【要望1】について 市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。 また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。 【要望2】について 市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。 また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。 【要望3】について 市報すいた令和5年1月号20ページの「必ず読んでね」にお詫びと訂正の記事を掲載しております。 また、市ホームページの「令和4年 市報すいた掲載内容の訂正とお詫び」というページでも同様に、お詫びと訂正の記事を掲載しております。</p>	広報課	R4.12.28	R4.12.28